

広島県告示第二百七十二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によつて、平成十七年広島県告示第四百三十五号で指定した農業振興地域の区域を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産局農業技術課に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	変 更 後 の 区 域
熊野農業振興地域	<p>安芸郡熊野町のうち、別図で黄色に着色した部分（平成七年広島県告示第千三百三十三号、平成十六年広島県告示第七百九十一号及び平成二十四年広島県告示第五百十九号で定められた都市計画法に基づく市街化区域）、緑色に着色した部分（平成二十四年広島県告示第五百十九号で定められた都市計画の市街化区域から市街化調整区域に変更した区域の一部の区域）、茶色に着色した部分（字庄賀六四二三番一から六四三八番地まで、字苗渋六六五一番三から六六五九番まで、字松田（六八九一番地の一及び六九〇一番地の一を除く）、字和田、字梶矢、字下地、字鶴ヶ沢、大字川角、大字平谷の区域）、紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号二から一二までの区域）及び赤色に着色した部分（平成十六年広島県告示第千五百十八号太田川地域森林計画に定められた民有林の林班番号二〇から二八まで）に該当する土地の区域を除いた区域（別図略）</p>